

(別紙)

「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」

第1 背景

平成16年6月に公布された「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律」による不動産の鑑定評価に関する法律の改正により、不動産鑑定士試験制度が変更された。新不動産鑑定士試験の受験手数料については、「政令で定める」とこととされているため、今般不動産の鑑定評価に関する法律施行令を改正し、この受験手数料を定めるものである。不動産鑑定士試験制度の変更と併せて導入された実務修習機関の登録制度について、その登録の有効期間を定めるとともに、不動産鑑定業者の登録申請手数料を改定し、併せて不動産鑑定士補資格制度廃止に伴う関係政令の整備等所要の改正を行う。

第2 不動産の鑑定評価に関する法律施行令の改正案

新不動産鑑定士試験の受験手数料を一万三千元（電子情報処理組織により申込みを行う場合は一万二千八百円）とする。

実務修習機関の登録の有効期間を、五年とする。

不動産鑑定業者の登録の申請手数料を、新規登録の場合は六万二千八百円（電子情報処理組織により登録を申請する場合は六万二千円）、更新登録の場合は三万四千四百円（電子情報処理組織により登録を申請する場合は三万九百円）に改める。

第3 施行

この政令案は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成18年2月1日）より施行される。

以上